

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和5年12月13日(水)

午前 10 時 ～

場所：議会運営委員会室

1 開 会

2 京都府立大学との包括連携協定について

3 わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営に向けた対応について

4 その他

※次回開催予定：12月21日(木) 議会運営委員会終了後

5 閉 会

京都府議会と京都府立大学との包括連携協定について(案)

京都の強みである大学の「知」と学生の「力」を議会・議員活動に活かすことにより地域が抱える様々な課題解決の方策について継続的な取組を通じて新たな知見を得るために京都府議会と京都府立大学は包括連携協定を締結する。

1 連携目的

二元代表制の一翼を担い、府民の代表として多様な意見を集約し府の意思決定を行う京都府議会と、知の拠点として教育・研究と人材育成に取り組む京都府立大学が包括連携することにより、地域が抱える様々な課題についての的確に取り組むとともに、魅力ある地域づくりの推進や人材の育成に資することを目的とする。

2 連携事項

- (1) 府議会の政策形成及び調査に関する事項
- (2) 大学の教育・研究及び人材育成に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

3 具体的な連携事業について(例示)

(1) 府議会の政策形成及び調査に関する事項

- ① 教授等による講演
- ② 議員と大学・学生による合同調査・意見交換
- ③ 大学が実施している公開講座等への参加
- ④ 議会図書館と大学図書館との連携

(2) 大学の教育・研究及び人材育成に関する事項

- ① 議長(議員)による地方議会制度の講演
- ② 議員と大学・学生による合同調査・意見交換
- ③ 本会議・委員会の学生傍聴
- ④ インターンシップの受入れ(議会事務局)

(3) その他目的を達成するために必要な事項(成果の共有)

- ① 議員活動への活用
- ② メディアへの発信
- ③ SNS、ウェブサイトの活用

4 留意事項

京都府議会と京都府立大学との連携事業の実施に当たっては、両者協議の上、双方の負担に配慮し弾力的な運営に努めるものとする。

京都府議会と京都府立大学との包括連携に係る事業イメージについて

◆議員向け事業

- 教授等による講演(全議員対象)
- 大学が実施している公開講座等への参加(開催案内、議員派遣)

◆議員・学生向け事業

- 議員と大学・学生による合同調査・意見交換

□合同調査・意見交換の実施方式については、下記の例に以外にも両者協議の上、弾力的な運用を行うことができる。

A: 半日開催(議長・学長あいさつ、京都府施策説明、現地調査、意見交換)

B: 3日開催(①教授等講演、②地方議会制度講演※、③意見交換(座談会))

C: ゼミ方式(①地方議会制度講演、②京都府施策説明、③現地調査、④意見の整理※
⑤議員・学生の意見交換(まとめ))

※学生のみ参加を想定

- 議会図書館と大学図書館との連携

◆学生向け事業

- 議長(議員)による地方議会制度の講演
- 本会議・委員会の学生傍聴(随時)
- インターシップの受入(議会事務局:京都府受入インターシップ事業の活用)

わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営に向けた対応（案）

(23/12/04)

1. 代表・一般質問の質問者等の早期公表

- 現状は代表質問及び一般質問の初日に質問者や項目等を公表
- 質問通告の締切が招集日の 17 時であり大幅な前倒しは困難なため、
現状の公表に加え、「質問者及び項目の一部を『予定』として招集日前に公表」することにより改善を図ってはどうか

2. 答弁順序の見直し

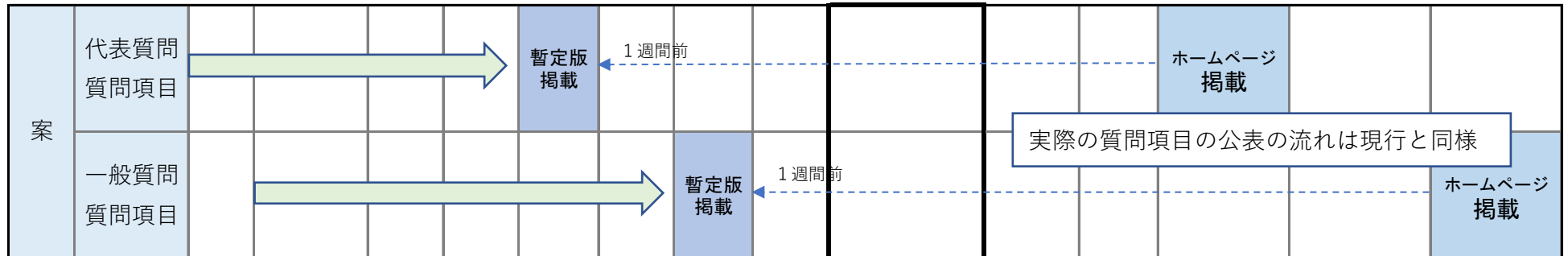
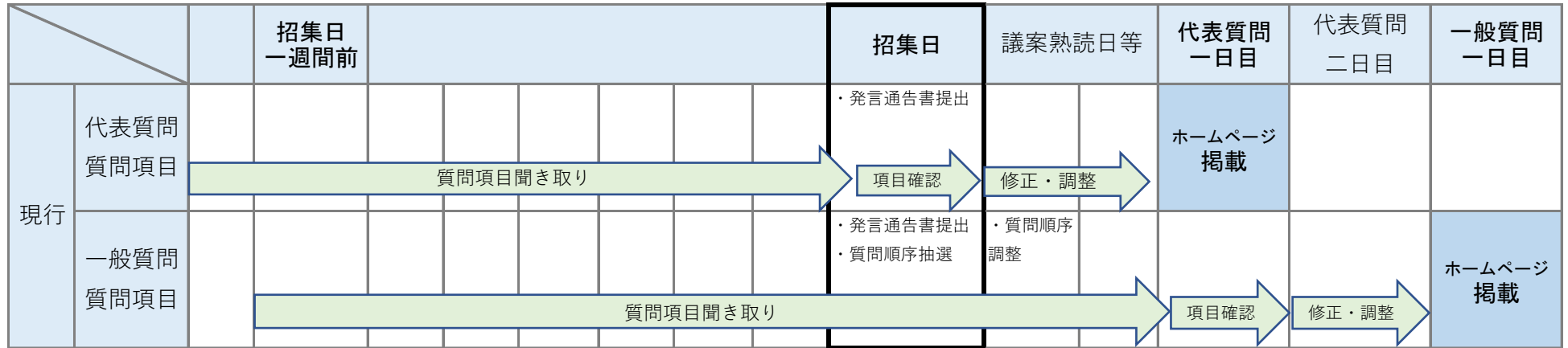
- 現状は部局の建制順等で答弁を実施しているため、質問の順番と答弁の順番が食い違うケースが発生
- そのため、原則として質問の順番で答弁を行うこととしてはどうか
- なお、答弁の順番は理事者側が決定すべき内容であるため、議会として改善案をまとめ、それを理事者側に提案することとなる

■ 代表質問及び一般質問に係る質問者等の早期公表に向けた検討

※現行の質問通告スケジュール

(招集日の17:00) を変更しない前提

○ 質問項目公表までの主な流れ



(案) 代表・一般の主な質問項目(暫定版)をそれぞれ現行の一週間前に公表する

- ・ 祝日の場合は後ずれ。ただし遅くとも招集日の午前中までに公表することとする。
- ・ 質問通告締切前には項目全てを公表することが難しいため、暫定版として議員名と質問項目のうち一部を公表する。(別添イメージ)
- ・ 質問を行う議員には、招集日の一週間前までに少なくとも一つは質問項目を挙げる事が可能な状態にしてもらうことが望ましい。

代表・一般質問の質問者等の早期公表について

(23/12/04)

早期公表の趣旨

- 府民から本会議における質問予定者を早く知りたいとの声が寄せられる中、わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営のために、質問予定者等の早期公表を行ってはどうか。

早期公表の概要

名称) 京都府議会令和5年●月定例会 本会議質問予定者等

時期) 代表・一般質問のそれぞれ初日の1週間前

※ 祝日の場合は後ずれ。ただし遅くとも招集日の午前中までに公表することとする

内容) 「質問者名」と「質問項目（1項目のみ）」を公表

※早期公表に当たり、項目は変更の可能性があることを明記

※質問項目を明らかにできない場合には（未定）として公表

早期公表に当たり先生方に御配慮頂きたい事項

- 招集日1週間前を目途に、担当者が早期公表する際の質問項目（代表選手）を取材しますので、その時点で仮でも良いので御教示願います。
- 取材の際に項目をお答えいただけなかった場合には、後日、電話等で再度取材をさせていただきます。
- お伺いした項目名で早期公表を行います。
- 早期公表日の前日の午前中までに項目名を御教示いただけない場合には、項目名を（未定）として公表させていただきます。

京都府議会令和5年●月定例会 本会議質問予定者等

■代表質問

質問日	質問予定者	会派	質問項目（予定）
●月●日（●）	○○ ○○	●●	・○○○○について ほか
	○○ ○○	●●	・○○○○について ほか
	○○ ○○	●●	・○○○○について ほか
●月●日（●）	○○ ○○	●●	・○○○○について ほか
	○○ ○○	●●	・○○○○について ほか
	○○ ○○	●●	・○○○○について ほか
	○○ ○○	●●	・○○○○について ほか

※質問者及び質問項目は公表時点での予定であり、今後変更となる可能性があります。

※公表時点で質問項目（予定）が未定の場合には、（未定）と表記しております。

※代表質問初日に改めて質問者及び質問項目の公表を行う予定としております。

京都府議会令和5年●月定例会 本会議質問予定者等

■一般質問

質問日	質問予定者	会派	質問項目（予定）
●月●日(●) ~●月●日(●)	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	(未定)
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	(未定)
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか
	○○ ○○	●●●	・○○○○○について ほか

※質問者及び質問項目は公表時点での予定であり、今後変更となる可能性があります。
 ※公表時点で質問項目（予定）が未定の場合には、（未定）と表記しております。
 ※一般質問初日に改めて質問者及び質問項目の公表を行う予定としております。

府民にわかりやすい答弁順序の検討（案）

(23/12/04)

代表質問の現状

- 知事答弁は質問の順番に沿って行われるが、教育長・警察本部長の答弁は、知事答弁の後となる。

【イメージ（一括質問の場合）】

(質問)		(答弁)
1. コロナ対策について	→	1. コロナ対策について（知事）
2. 交通安全について	↘	3. 府有資産活用について（知事）
3. 府有資産活用について	↗	5. 災害対策について（知事）
4. 府立高校について	→	4. 府立高校について（教育）
5. 災害対策について	↘	2. 交通安全について（警察）

改善案

- 質問と答弁の順番が大きく変わってしまうと、傍聴者等の理解を阻害する可能性があるため、わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営の観点から、以下のとおりとしてはどうか。

(質問)		(答弁)
1. コロナ対策について	→	1. コロナ対策について（知事）
2. 交通安全について	→	2. 交通安全について（警察）
3. 府有資産活用について	→	3. 府有資産活用について（知事）
4. 府立高校について	→	4. 府立高校について（教育）
5. 災害対策について	→	5. 災害対策について（知事）

効果）質問順と答弁順が一致しているため、傍聴者がわかりやすい。

懸念）同一理事者が複数回登壇する可能性。（上記モデルでは知事3回）

一般質問の現状

- 通常、知事答弁を最初に行い、「その他の御質問は関係理事者から答弁させていただきます」と宣告して部長答弁等が続く。
- その際、部長答弁の順番は建制順となり、知事部局の後に教育・警察と続くこととなる。

【イメージ（一括質問の場合）】

(質問)		(答弁)
1. コロナ対策について	→	1. コロナ対策について（知事）
2. 交通安全について	↘	5. 災害対策について（危機）
3. 府有資産活用について	→	3. 府有資産活用について（総務）
4. 府立高校について	→	4. 府立高校について（教育）
5. 災害対策について	↗	2. 交通安全について（警察）

改善案

- 代表質問と同様に、以下のとおり改善を図ってはどうか。

(質問)		(答弁)
1. コロナ対策について	→	1. コロナ対策について（知事）
2. 交通安全について	→	2. 交通安全について（警察）
3. 府有資産活用について	→	3. 府有資産活用について（総務）
4. 府立高校について	→	4. 府立高校について（教育）
5. 災害対策について	→	5. 災害対策について（危機）

効果・懸念は代表質問の改善案に同じ。

- なお、答弁の順番については、あくまでも理事者側が決定することであるため、議会改革検討小委員会で議論された改善案を理事者側に提示し、検討してもらうこととしてはどうか。

具体的な運用（案）

- まず、大項目ベースで質問に答弁の順番を合わせる。次に、大項目の中で複数の小項目があり、所管部局が分かれている場合は、小項目ベースで質問を答弁の順番に合わせてつつ、同一理事者が大項目内の複数の小項目に答弁を要する場合は、最初の答弁に合わせて他の答弁も行うことができる取扱いとしてはどうか。

大項目内の小項目で所管部局が分かれている場合

【代表質問のケース】

(質問)		(答弁)
1. コロナ対策について		1. コロナ対策について
(1) 医療について	→	(1) 医療について (知事)
(2) 教育について	↗	(3) 経済について (知事)
(3) 経済について	↘	(2) 教育について (教育)

- ※ 大項目内であれば、質問内容が同種であり、多少順番が変わったとしても傍聴者が分かりにくさを感じる度合いは低くなると考えられる。

【一般質問のケース】

(質問)		(答弁)
3. コロナ対策について		3. コロナ対策について
(1) 医療について	→	(1) 医療について (健福)
(2) 教育について	→	(2) 教育について (教育)
(3) 経済について	→	(3) 経済について (商工)

(質問)		(答弁)
3. コロナ対策について		3. コロナ対策について
(1) 医療について	→	(1) 医療について (健福)
(2) 教育について	↗	(3) 介護について (健福)
(3) 介護について	↘	(2) 教育について (教育)